## 国と地方の協議の場の活用について

平成 23 年 7 月 12 日 全 国 知 事 会

法律に基づく国と地方の協議の場の活用について、以下のように 決議する。

「国と地方の協議の場」は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の 企画及び立案並びに実施について、国と地方の協議を法的に位置づ けるものであり、これからの政策立案のあり方を変える画期的な仕 組みである。

事実、6月13日に開催された第一回の国と地方の協議の場では、 東日本大震災対策及び社会保障と税の一体改革という喫緊の課題に ついて、政策に地方の意見を一定反映させた。

「国と地方の協議の場」の意義は、国民に開かれたプロセスを通 して、現地現場の行政を預かる地方の視点を国の政策決定に反映さ せることで、国民にわかりやすい、効果的な行政を実現することに ある。

この意義を踏まえ、今後においても、地方自治法の改正をはじめ、 地方自治及び地域主権改革に関わる重要な政策事項について、法に 基づく分科会の開催も含め、積極的に「国と地方の協議の場」を開 催することを国に求めるとともに、地方は責任を持って、国民に開 かれた政策決定プロセスを実現する。